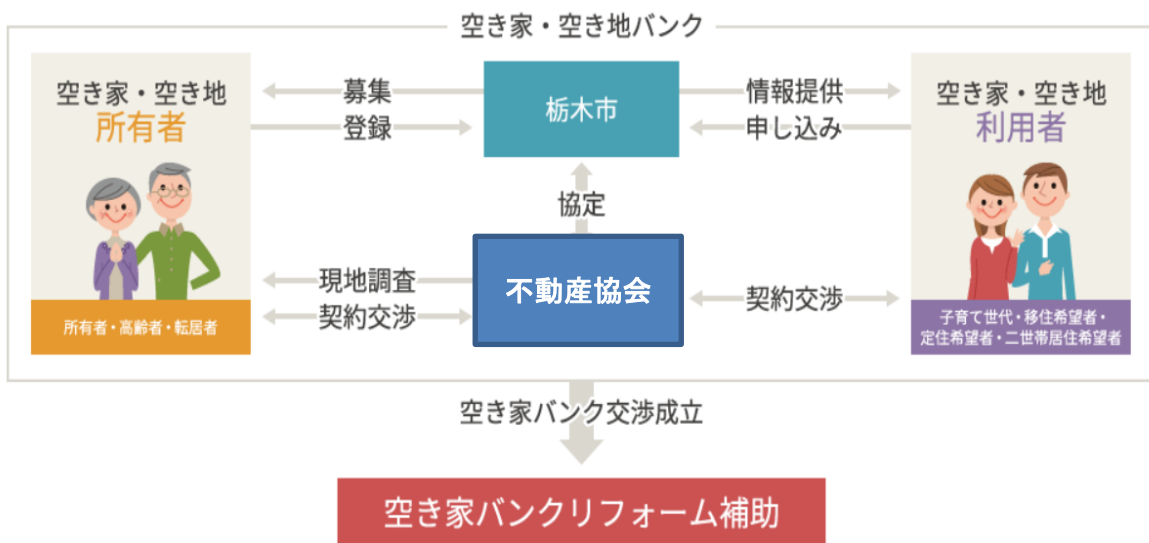


# あったか 住まいるバンク



## ◆ あったか住まいるバンクとは

空き家バンクに賃貸・売買の可能な空き家等を市に登録していただき、市のホームページで登録情報の提供を行い、利用希望者に紹介を行うものです。また、空き家バンクリフォーム補助により空き家バンクに登録された空き家等のリフォーム及び家財の処分に対し補助を行い、空き家バンク制度の利用促進を図るものです。これらの制度を総称して『あったか住まいるバンク』事業といたします。



## 空き家バンク

市内に所有している空き家やこれから空き家となる予定の一戸建ての住宅を売りたい・貸したいという方の物件情報を市のホームページに掲載し、それを見て、買いたい・借りたいという希望者の方へ情報提供を行う仕組みです。

**対象** 現在居住していない又は近く居住しなくなる予定の個人が所有する市内にある一戸建ての住宅で、住居として利用可能な住宅（併用住宅を含む。）及びその敷地

ただし、次のものを除きます。

- 賃貸等を目的として建築又は購入されたもの
- 老朽化が著しいもの
- 不動産業を営む者が所有するもの 等

## 空き家バンクリフォーム補助

空き家バンクに登録し交渉成立となった空き家等のリフォーム工事費用及び家財処分費用の一部を補助します。

### 条件

- 市内の業者により実施するリフォーム工事・家財処分であること
- リフォーム工事費が20万円以上であること（家財処分の場合は5万円以上）

### 補助金の額

- 補助率 工事費等の2分の1
- 限度額 リフォーム工事 50万円 家財処分 10万円

## 【利用手続き】

### ○空き家をお持ちの方（空き家を売りたい・貸したい方）

1	登録の申込み	売却や賃貸を希望される空き家等の所有者の方は、「栃木市空き家バンク登録申請書（様式第1号）」に必要事項を記入し、添付書類をご用意の上、建築住宅課定住宅政策担当に提出してください。
2	現地確認	市・担当宅建業者・所有者立会いのもと現地調査や写真撮影（外観・屋内）を行います。
3	物件の登録	物件の登録を行い、市ホームページ上で情報の提供を行います。
4	利用申し込み	空き家バンク利用希望者から契約等の申込みがあった場合、担当宅建業者より所有者へ連絡いたします。 担当宅建業者の仲介により交渉となります。契約成立時には仲介手数料が発生します。

### ○空き家を利用したい方（空き家を買いたい・借りたい方）

1	物件情報の閲覧	市ホームページから物件情報が閲覧できます。
2	利用登録の申込み	市ホームページに掲載された空き家等の見学を希望される方は、「栃木市空き家バンク利用登録申請書（様式第8号）」に必要事項を記入の上、住宅課定住促進担当に提出してください。
3	物件見学	担当宅建業者立会いのもと、希望の物件を見学します。
4	交渉・契約	見学後、空き家等を購入・賃貸を希望される方は、担当宅建業者の仲介により交渉となります。契約成立時には仲介手数料が発生します。

栃木市万町9-25

栃木市役所

都市整備部 建築住宅課

電話 0282-21-2452